

◎新潟県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年8月7日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新発田市茗荷谷661番地 大沼 淳

退任年月日 令和2年7月1日